

女性の職場における活躍を推進する**女性活躍推進法**が施行されました

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が平成27年8月成立、平成28年4月1日から施行されました。

これにより、国・地方公共団体・常時雇用する労働者が301人以上の企業は、**自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、行動計画を策定、届出、情報公表すること等が義務付けられました。**(300人以下の企業は努力義務)

県内の策定届出状況は、該当する企業112社中、全社(100%)・努力義務企業においては13社となっています。(沖縄県労働局雇用環境均等室H28年9月付)

法律制定の背景～なぜ女性の活躍推進が必要なのか～

我が国における働く女性の現状は、

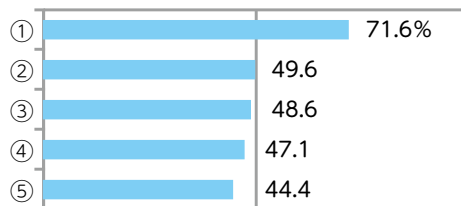
- ・女性の就業率は上昇しているが、就業希望者は約300万人に上る。
- ・第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど出産・育児を理由に離職する女性が依然として多い。
- ・出産・育児後に再就職した場合、パート等になる場合が多く、女性雇用者の非正規雇用の割合は約6割。
- ・管理的立場にある女性の割合は11.3%(H26)と国際的に見ても低い(世界96位/108国ILO調査)

となっており、働く場面において女性の力が十分に発揮できていない状況にあります。

一方、急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されている中、企業等における人材の多様性を確保することは不可欠です。また、企業自身にとっても多大なコストを投じた女性社員が、継続就業できる職場環境にしていくことは大きなメリットがあります。このような状況を踏まえ「女性活躍推進法」が制定されました。

女性が働き続けるために、家族・社会・職場において必要なことに関する意識

(H26年度 女性の活躍推進に関する世論調査)において、推進を期待する上位5項目は以下の内容となりました。



- ① 保育所や児童クラブなど環境の整備
- ② 女性が働き続ける周囲の理解・意識改革
- ③ 男性の家事参加への理解・意識改革
- ④ 家事・育児サービスの充実
- ⑤ 職場における育児・介護との両立支援制度充実

男女が職場でも家庭でも共に輝くためには、パートナーが互いの個性を認め合い、尊重し合い、協力することが大切です。



問合せ:市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎93-4411 内線421 「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

学び、ふれあい、感じる実践の場

め ぶ き ☆ ふ く ふ く 情 報

★第8回ふくふく講座

性暴力とは、本人の意思に反する性的な行為、そのすべてを指し、被害者の尊厳を深く傷つける犯罪です。被害者は心身に危害を加えられるばかりか「被害者の方に非があったのでは」などという心ない批判にさらされ、二重に傷つけられるということもあります。

性暴力からの回復には、家族、友人、先生のような身近な人はもちろん、社会の理解や支えが必要です。誰にも言えずに苦しんできた方が勇気を出して相談してくれたとき、どんな言葉をかけたらいいのでしょうか。相談者から「話して良かった。また話したい。」と思ってもらえる支援者になれるよう、ともに学びましょう。

テーマ:「あなたは悪くない」と伝えられますか? 「性暴力被害からの回復支援のために」

講師: 竹下小夜子さん(精神科医)

日時: 11月16日(水) 午後7時～午後9時

場所: 男女共同参画支援センターふくふく

対象: 関心のある方(市外の方も参加可)

受講料: 無料

☆受講ご希望の方は事前にお申込みください。

(一時保育の申込み締切は11/4です)

★その他、ふくふく主催共催講座の開催があります。

① アサーティブネス1dayレッスンふくふく

② 「DVをなくすための支援者養成講座」

③ 「お父さん応援講座」お父さん出番ですよ!

子どもと一緒に力を合わせてお餅をつこう!

※詳細は22ページ「情報掲示板」をご覧ください。

申し込み・問い合わせ先
男女共同参画支援センターふくふく

志真志1丁目15番22号

電話 896-11616

ファックス 896-11219



皆様のご参加をお待ちしています。

